

## 道の調査を妨害した事業者

平成 27 年 1 月 21 日  
北海道環境生活部くらし安全局消費者安全課

道内の消費者に対して物品の買取等を行っている事業者が、北海道消費生活条例第 50 条第 1 項の規定に基づく報告要求に応じず道の調査を妨害したことから、その名称等を公表します。

### 1 経緯

道では、オーディオ機器等の買取・販売業者である株式会社ノースプロダクツ（以下「会社」という。）に対して、北海道消費生活条例（平成 11 年北海道条例第 43 号。以下「条例」という。）第 50 条第 1 項の規定に基づき、平成 26 年 12 月 9 日付けで、同月 24 日を期限として報告を求めたところでした。

しかし、会社からは期限までに報告がなかったため、平成 27 年 1 月 5 日付けで条例第 51 条第 2 項の規定に基づき、会社に対して弁明の機会を与えましたが、会社から弁明書の提出はありませんでした。

以上のことから、会社が報告をしなかった旨のほか、会社の概要、報告要求における質問事項及び消費者苦情相談の概要を公表します。

### 2 公表する根拠

条例第 51 条第 1 項

### 3 会社の概要

- (1) 名称：株式会社ノースプロダクツ（代表取締役：唐木田 早和）
- (2) 所在地：（登記上）札幌市白石区東札幌 2 条 4 丁目 10 番 19 号  
（会社ホームページ上）札幌市白石区東札幌 6 条 5 丁目 6 - 5
- (3) 会社成立：平成 14 年 10 月 8 日
- (4) 資本金：1100 万円
- (5) 業態：オーディオ機器の買取、店舗販売、通信販売

### 4 報告要求における質問事項

- (1) 会社の概要（名称、所在地、法人格、組織、役員・従業員の状況、財務状況）
- (2) 消費者からの物品の買取に係る業務の概要について
- (3) 消費者苦情の内容から疑われる条例違反疑義（債務不履行、迷惑勧誘）について
- (4) 契約実績について

### 5 消費者苦情相談の概要

会社が道内の消費者からオーディオ機器やレコードの買い取りを行うために消費者宅からそれら物品を持ち帰った後に、消費者が買取価格の提示を求めても会社は対応せず、その 1 年以上後に初めて提示された買取価格について、消費者が見積書の提示を要請するも会社は対応せず、なお再三の連絡にも会社は対応しなかったことから消費者が契約解除を通知しても会社は物品を消費者に返還しない、という相談がある。

### 6 今後の対応

調査を続ける。

お問い合わせ先  
北海道環境生活部くらし安全局消費者安全課  
表示・取引適正化グループ  
電話 011-204-5213

○北海道消費生活条例（平成 11 年北海道条例第 43 号）

（不当な取引方法の禁止）

第 16 条 事業者は、消費者との間で行う取引に関し、次の各号のいずれかに該当する行為であつて規則で定めるもの（以下「不当な取引方法」という。）を行ってはならない。

（4） 消費者を威迫して困惑させ、不安にさせ、若しくは正常な判断ができない状態に陥らせ、又は消費者に迷惑を覚えさせるような方法を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

（7） 契約に基づく債務の完全な履行がない旨の消費者からの苦情を適切に処理せず、当該履行を不当に拒否し、若しくは遅延させ、又は継続的取引において、正当な理由なく取引条件を一方的に変更し、若しくは消費者への事前の通知をすることなく債務の履行を中止すること。

（不当な取引方法による被害の防止）

第 17 条 知事は、不当な取引方法が用いられている疑いがあると認められるときは、速やかにその取引実態等につき必要な調査を行うものとする。

（立入調査等）

第 50 条 知事は、第 9 条、第 15 条、第 15 条の 2、第 17 条、第 19 条及び第 20 条の規定の施行に必要な限度において、事業者その他当該事業者と密接な関係を有するものとして規則で定めるもの（以下この項において「事業者等」という。）に対し、その業務に関して報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該事業者等の営業所、事務所等に立ち入り、書類その他の物件を調査させ、若しくは当該事業者等の関係者に質問させることができる。

（公表）

第 51 条 知事は、第 9 条第 3 項、第 15 条第 2 項、第 15 条の 2 第 3 項、第 17 条第 3 項、第 19 条第 2 項若しくは第 20 条第 2 項の規定による勧告に従わない者、第 48 条に規定する出席の要求を正当な理由がなく拒み、若しくは資料の提出をしなかった者又は前条第 1 項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、立入調査を拒み、若しくは質問に対し答弁しなかったものがあるときは、その旨を公表することができる。

2 知事は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、当該公表しようとするものに弁明の機会を与えなければならない。